平成２９年６月７日

**財産（リース漁船）の財産管理の根拠となる規定等について　＊改訂版**

　　　　　　NPO水漁機構

**１．補助金適正化法（略）、漁船リース事業「運用通知」**

　【（シ）貸付契約　ｄ 貸付対象漁船の維持管理等】

(a)借受者は、善良なる管理者の注意をもって貸付対象漁船を維持管理し、使用しなければならない。

 (b)貸付対象漁船の維持管理及び使用のために必要な経費は、借受者の負担とする。

(c)借受者は、貸付対象漁船をこの事業の目的に反して使用し、転貸し、名目のいかんにかかわらず担保に供し、又は譲渡してはならない。

**→「業務細則」１５．維持・管理等　財産管理台帳管理、シール貼付管理**

**２．漁船リース事業「業務細則」**

 【**４．貸付対象漁船（以下「リース漁船」という。）の処分等**】

 （１）補助事業者等は、交付要綱31（基金から助成金等を交付する場合に民間事業者等に対して付すべき条件）の規定に基づき、**処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ農林水産大臣の承認を受けなければ**ならず、このため、事前にリース漁船の処分について水漁機構と協議する。

　　　　　協議の対象となる処分の内容は、次のとおり。

 〇リース漁船の処分制限期間中において、当該リース漁船を、事業の目的に反して使用し、所有権を移転し、交換し、貸し付けし、又は担保に供しようとする場合。

　　　　協議にあたり、リース事業者は、別紙様式第１号又は第２号により作成された書類を水漁機構に提出する。

 なお、処分における主な承認要件等は、以下のとおり。（詳細：略）

 　〇担保の設定　　〇目的外使用　　〇所有権移転　　〇交換・貸付　　〇廃棄

**３．リース契約書（サポートを経由する場合等）**

**（１）「契約書（A）」「同（B）」第10条（乙（貸主）の承諾を必要とする行為）**

甲（借主）は、事前に書面により乙の承諾を得なければ、次の行為を行うことはできません。

 なお、法定耐用年数以内に行われる場合には農林水産大臣の承認を得なければなりません。

 １　本物件について改造、加工等を行い、本物件の現状を変更すること。

　２　本契約に基づく権利を譲渡し又は物件を第三者に転貸すること。

**（２）「覚書」第8条（リース物件の改造）**

 　**丙（リース事業者）は、甲（借主）から書面による申し出を受け、丙が了承した場合には、リース物件について改造、加工等を行うことができる**。なお、この場合、別途、契約を締結するものとする。但し、法定耐用年数以内に行われる場合には、農林水産大臣の承認を得ることとする。

**→　＊改造は不可。**